

令和元年6月5日現在

機関番号：74331

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07343

研究課題名（和文）国際人権条約の属地的適用における占領・軍事活動の意義

研究課題名（英文）The Significance of Occupation and Military Activities in the Territorial Application of Human Rights Treaties

研究代表者

杉木 志帆 (Sugiki, Shiho)

公益財団法人世界人権問題研究センター・プロジェクトチーム1・専任研究員

研究者番号：00713033

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、第一に条約当事国が自国領域外で占領・軍事活動を行う場合、ついで、第二に他国または反乱団体による占領・軍事活動の結果、条約当事国が自国領域の一部地域について実効的支配を失う場合、人権条約の「属地的適用」の可否がどのように決定されるのかを検討した。その結果、前者については、条約当事国が自国領域外の地域を物理的支配したこと、後者については、領域国が当該地域について国際法上の統治権能を保持し続けることを理由に、条約当事国は問題となる地域に所在する者に対して人権条約上の権利保障義務を負うといえることが分かった。これにより、人権条約の適用において占領・軍事活動が有する意義の一端を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、人権条約締約国の関与の下で占領・軍事活動が行われた地域において、人権条約の適用が必ずしも常に認められるわけではないという状況がなにも生じているのかを理論的に明らかにした点にある。本研究の成果により、申請者が以前より取り組んできた国際人権条約の「属地的適用」に関する研究とあわせて、国際人権条約の適用法理をより明確かつ包括的に提示することができた。

また、日本は複数の国際人権条約を締結している。自衛隊の海外派遣について活発に議論がなされている昨今、本研究の成果は、海外での軍事活動に関する日本の外交政策策定にあたって、学術的観点から貢献を行うという社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This research project has examined how the territorial scope of human rights treaties is determined in both situations: first, when a State party occupies or conducts military activities outside of its territory and secondly, when a State party has lost effective control over an area of its territory because another state or rebels occupied or conducted military activities.

The outcome of this research demonstrates that a State party obliges to protect listed rights in a human rights convention to persons in an occupied area because an occupying power has physical control over this area in the first situation. A State party also obliges to protect listed rights to persons in an area over which the legitimate government has lost its effective control because the government still maintain the competence to govern this area in the second situation. This project clarifies the legal effects of an occupation or armed activities in the territorial application of human rights treaties.

研究分野：国際法

キーワード：国際人権 管轄 領域外適用 欧州人権条約 米州人権条約 自由権規約 占領 軍事活動

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際人権条約の適用範囲は、原則として締約国領域であると考えられる。しかしながら、武力紛争時においては、国際人権条約の締約国、非締約国、反乱団体といった紛争当事者による軍事活動が締約国領域の内外を問わず行われ、一部地域が占領状態に陥る可能性もある。こうした場合にも、依然として、国際人権条約の適用範囲を締約国領域に限定して理解することが妥当であるとはいえない。他方で、締約国の関与の下で占領・軍事活動が行われた地域すべてが国際人権条約の適用範囲に含まれることもまた、現実的であるとはいえない。それゆえ、国際人権条約の「属地的適用」が可能となる範囲を決定するにあたり、占領・軍事活動がいかなる意義を有するのかを検討する必要がある。

(2) 研究代表者は、研究開始までに行っていた研究のなかで、締約国が関与する武力紛争の結果、占領・軍事活動が行われた地域において、国際人権条約の適用が認められる場合が多いこと、しかしながら、常に適用が認められるわけでもなく、国際人権条約の履行監視機関等が示す実行の間に一貫した理論上の整合性を見出すことが難しいことを明らかにした。そこで、締約国の関与の下で占領・軍事活動がなされている地域と、実際に国際人権条約の「属地的適用」が認められる地域との間に乖離が生じる理由を明らかにするために、国際人権条約の「属地的適用」における占領・軍事活動の意義について、さらに検討する必要があるとの着想に至った。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、国際人権条約の「属地的適用」において、占領・軍事活動がいかなる意義を有するのかを明らかにすることにある。この目的を達成するため、本研究では、占領・軍事活動時、国際人権条約の適用がいかなる根拠で肯定または否定されるのかを理論的・実証的に分析した。

(2) 締約国が占領・軍事活動を行う地域と、実際に国際人権条約の適用が認められる地域との間に乖離が生じる可能性のある状況は、締約国領域で生じているか否かで、二つに分類することができる。そこで、第一に、締約国が自国領域外で占領・軍事活動を行う場合、国際人権条約の適用可否がどのように決定されるのかを検討することを目的として、研究を行った。具体的には、イスラエルによるパレスチナ占領やトルコによるキプロス北部の占領、米国・英国によるイラク占領、トルコ軍によるイラク領内での軍事活動といった事例について分析を行った。とりわけ、本研究では、締約国が自国領域外で活動する武装組織に軍事的・経済的援助を与え、傀儡国家を樹立させる場合、国際人権条約の「属地的適用」が可能となるのか、また可能となるのならいかなる論理に基づくのかについて、詳細に検討を行った。

(3) ついで、第二に、他国または反乱団体による占領・軍事活動の結果、締約国が自国領域の一部地域について実効的支配を失う場合、国際人権条約の適用可否がどのように決定されるのかを検討することを目的として、研究を行った。具体的には、モルドバやアルメニア領内で他国が軍事活動を行った結果、これらの国が領域の一部について実効的支配を失った事例等について、分析を行った。これらの研究成果を踏まえ、本研究では、国際人権条約の「属地的適用」における占領・軍事活動の意義を包括的に提示することを目指した。

3. 研究の方法

(1) 以上の目的を達成するため、本研究では研究期間全体を通して、国際司法裁判所の判決及び勧告的意見、欧州人権裁判所や米州人権裁判所、米州人権委員会の判決及び決定のほか、自由権規約委員会や児童の権利委員会など各国際人権条約に設けられた条約履行監視機関から出された、政府報告書審査での総括所見や一般的意見、個人通報に対する見解について収集及び分析を行った。また、関連文献の収集・分析を行い、自説に照らしつつ批評を行った。

(2) 加えて、国内外の学会への参加や在外研究により、二次文献だけでは得られない情報及び分析の視点を得た。所属学会（国際法学会、国際人権法学会、世界法学会）の研究大会への参加に加えて、平成 29 年度にはドイツのマックス・プランク研究所にて在外研究を行った。また、平成 30 年度には、国際法研究の最前線をいく the American Society of International Law の年次大会にも参加し、先行研究を著した研究者らの報告を聴取することができた。このほか、国内外の国際法・国際人権法専門家の前で研究報告を行い、自身の研究を多角的な批判にさらすことで、その精緻化に努めた。

4. 研究成果

(1) 平成 29 年度は、本務機関で開催される研究会や国際法研究会において研究報告を行い、本研究の方向性や射程が適切なものであるかを確認した。加えて、ドイツのマックス・プランク研究所において在外研究を行い、多数の国際法研究者と意見交換を行った。この研究成果は、平成 30 年度に公表した論文に含まれている（雑誌論文）。

(2)平成 30 年度に公表した上記論文では、欧州人権条約の適用範囲を定める法的根拠が、どこに見出されるのかを検討した。欧州人権条約第 1 条は、その締約国が自国の「管轄」の下にある者に条約上の権利を保障するよう義務づけている。この「管轄 (jurisdiction)」という用語は、国際法学上 jurisdiction という用語が通常有する意味 例えば、国家管轄権 とは異なる意味を有する。だが、両概念にまったく共通点がないともいえず、両者がいかなる点でなにより異なるのかについて、精緻な検討が求められる。そこで、本研究では、欧州人権条約の適用範囲を定める「管轄」概念を正確に分析するために、「管轄」をどのように定義するかという分析視点と、当事国と人との間の「管轄の連関」構築要因は何かという分析視点の二つの分析視点を設定した。

(3) これら二つの分析視点から、欧州人権裁判所が「管轄」概念に複数の意味を与えていることがわかった。それは、第一に、人に対する権力及び支配としての「管轄」概念である。この概念においては、例外的な状況を除き、国が特定の者に対して権力および支配を行使する場合に、当事国と当該者との間に「管轄の連関」が構築される。また、第二に、地域に対する実効的支配としての「管轄」概念がある。この概念においては、地域に対する物理的支配がなされる場合に、当事国とその地域に所在する者や財産を有する者との間に「管轄の連関」が構築される。ついで、第三に、当事国の統治権能としての「管轄」概念である。この概念においては、国際法上一定の地域が当事国の領域であるといえることを根拠として、当事国とその領域に所在する者や財産を有する者との間に「管轄の連関」が構築される。また、欧州人権裁判所は、その判例法において、法的空間論という論理を提示している。ただし、法的空間論は、先に挙げた三つの「管轄」概念とは異なる独自の意味を、第 1 条の「管轄」に与える論理ではないと考えられる。

(4)当事国の統治権能としての「管轄」概念は、属地主義を理論的根拠として「管轄の連関」構築を認めるものであり、まさに条約適用の領域性原理に基づくものといえる。また、属地主義は、国家管轄権行使の正当化根拠の一つでもある。当事国の統治権能としての「管轄」概念と国家管轄権概念とは、国家主権という同一の淵源からともに導き出されるという意味で、互いに関連する。他方、人に対する権力及び支配としての「管轄」概念と、地域に対する実効的支配としての「管轄」概念は、条約適用の領域性原理から離れ、これとは異なる根拠に基づき、欧州人権条約の領域外適用を認めるものといえる。国家管轄権が規律管轄権と執行管轄権とに二分できることを考慮すると、特定性の要件充足は執行管轄権に、地域に対する物理的支配の確立は規律管轄権に、それぞれいくらか近似する。したがって、この限りで、これら二つの「管轄」概念は、国家管轄権概念を反映すると評価することが可能である。

(5)平成 30 年度は、上記の論文のほかに口頭発表をいくつか行った。学説上では、締約国の行為と人に生じた害との間に因果関係がある場合、たとえその害が当該国の領域外で発生したとしても、その国の締結する国際人権条約が適用されるとの見解が主張されている。そこで、この因果関係を法的根拠として、人権条約の適用を認める立場が欧州人権裁判所や米州人権保障制度においてどのように発展し、またその限界がどこにあるのかを検討した (学会発表)。

(6)また、誰が欧州人権条約の下で権利保障されるのかという問題を、国際立憲主義の観点も踏まえて考察した。特に、今日では個人の救済の観点から、国が自らの行為によって引き起こした損害に対して責任を取らなければならないという理念が語られるようになっており、これは国際立憲主義の潮流のなかで捉えることができることを指摘した (学会発表)。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 1 件)

杉木志帆「欧州人権条約の適用範囲を定める『管轄』概念 その定義と『管轄の連関』構築要因」研究紀要 ((公財) 世界人権問題研究センター) 23 号 (2018 年) 43-174 頁 (査読無)

[学会発表] (計 2 件)

Shiho Sugiki, “ Rethinking the Cause-and-Effect Notion of ‘ Jurisdiction ’ for Extraterritorial Application of Human Rights Treaties ”, 2018 Kyoto-NCCU Joint Student Seminar in International Law, 京都大学、2018 年 6 月 11 日

Shiho Sugiki, “ Who is/is not protected under the ECHR?: The extra-territorial application of the ECHR ”, Joint Workshop “Significance of the comparative study of the caselaw of the European Court of Human Rights in Asia”, 明治大学、2019 年 2 月 10 日

6. 研究組織

(1) 研究分担者

該当者なし

(2) 研究協力者

該当者なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。